

佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）における太陽光発電
設備導入（PPA）事業プロポーザルに対する質問への回答

令和8年8月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
1	実施要領	6 参加資格	単独法人の場合、元請またはその下請として(7)実際に電気工事を施工する者の公募要件を満たす協力企業が含まれていれば問題ないか(例：元請けは要件を満たしてない協力企業、その下請けに要件を満たす協力企業)	参加事業者が電気工事を工事業者に請け負わせる場合、元請会社は6 参加資格(7)ア～エの要件をすべて満たす必要があります。	R8.8.4
2	仕様書	6 業務の詳細 (1)構造調査	太陽光設備の設置検討にあたり、フロアごとの積載荷重を確認したく、構造計算書をご提供いただくことは可能でしょうか。 また、耐震補強報告書内にフロアごとの積載荷重に関する記載がございましたら、該当箇所をご教示いただけますと幸いです。 併せて、小木港ターミナルにつきましては、構造計算書は存在しないとの認識でよろしいでしょうか。積載荷重の確認ができない場合には、別途構造検討等の設計費用をPPA 単価へ見込みます。	両津港ターミナル及び小木港ターミナルのいずれについても、構造計算書は現存しないため、提供することができません。また、両津港ターミナルビルの耐震補強報告書において、フロアごとの積載荷重に関する記載は確認できません。 PPA単価には、事業者の判断で必要な経費を見込んでください。 なお、環境省の地域脱炭素推進交付金Q&A集（脱炭素先行地域づくり事業）には、調査・設計に係る費用について、「整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計（基本設計・詳細設計	R8.8.25

佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）における太陽光発電
設備導入（PPA）事業プロポーザルに対する質問への回答

令和8年8月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
				計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。」と記載されています。	
3	仕様書	6 業務の詳細 (1)構造調査	構造検討の結果、設置不可との判断となった場合の構造検討費用の取り扱いについて、ご教示願います。	事業者の負担となります。	R8.8.25
4	実施要領	11 企画提案書 (ウ)県補助金	太陽光発電設備等の整備に要した費用の一部について、県から事業者に対して補助金（整備費用の2／3以内かつ太陽光発電システム1kWにつき207 千円以内）と記載があります。太陽光発電システムのもジュール容量が該当しますでしょうか。 PCS 容量が該当しますでしょうか。	交付額の算定に用いる太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用います。	R8.8.25